



お知らせ

第8回世田谷区基本計画審議会の傍聴

日 3月29日(水)午後6時30分～8時30分

場 教育総合センター(若林5-38-1)またはオンライン

備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。

申 3月22日までに、②オンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面)で政策企画課(☎5432-2192 FAX5432-3047)へ
先着 会場=10人、オンライン=100人程度

第5回清掃・リサイクル審議会の傍聴

日 3月17日(金)午前10時～正午

場 教育総合センター(若林5-38-1)またはオンライン

申 3月3日までに、②オンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面)で清掃・リサイクル部管理課(☎6304-3210 FAX6304-3341)へ
先着 会場=5人、オンライン=100人

世田谷区いっせい防災訓練(シェイクアウト訓練)を実施します

あらかじめ決められた時刻に、地震を想定し、いっせいに自分の身を守る行動をとる訓練です。地震発生時にいち早く身の安全を確保できるよう、ぜひ訓練にご参加ください。

訓練想定/区内で震度6強を観測する地震が発生
訓練の方法/身を守る行動を実施(下図参照)



日 3月10日(金)午前9時30分から1分程度

場 各家庭、学校、職場等、「そのときあなたがいる場所」(防災行政無線、エフエム世田谷の放送や災害・防犯情報メール、ツイッター等で訓練開始をお知らせします)

訓練参加登録(任意)/電話または訓練専用ホームページ

※登録は、参加人数を把握するためのものです。

備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問 災害対策課

☎5432-2262 FAX5432-3014

訓練専用ホームページはこちら▶



違反広告物を除却する団体の募集

はり紙・はり札等違反広告物の除却活動にご協力いただけるボランティア団体を募集します。

対 18歳以上で区内在住・在勤の5人以上の団体(除却活動は原則3人以上で行っていただきます)

申 2月28日までに、電話で土木計画調整課(☎6432-7958 FAX6432-7993)へ

NPO等と区との協働事業の提案を募集します

対 区内に事務所があり、設立後2年以上の事業年度を経過しているNPO法人、非営利の任意団体

事業期間/5月～6年2月

補助上限金額/50万円

選定方法/書類、ヒアリング

備 個別相談会を開催します。詳しくは、募集要領(市民活動推進課、区のホームページにあり)をご覧ください。

申 電話またはメールで(社福)世田谷ボランティア協会(☎5712-5101(火～日曜午前9時～午後5

時) ☎shien@otagaisama.or.jp)へ

問 市民活動推進課

☎6304-3174 FAX6304-3597

無料特別相談「多重債務110番」

内容/借金の返済等に係る弁護士による面接相談(1人50分以内)

日 3月6日(月)・7日(火)いずれも午前10時～正午、午後2時～4時

場 消費生活センター

申 電話で消費生活センター(☎3410-6521 FAX3411-6845)へ 先着各日4人

選挙管理委員会事務局から

①郵便等による不在者投票(郵便等投票制度)

身体に一定の障害等のある方が、自宅等で投票できる制度です。この制度を利用するには、あらかじめご本人の意思による手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

対 表Aに該当し、自分で字を書くことができる方(自分で字を書くことができない方で、表Bにも該当する方は、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせて投票することができます)

表A		
障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表B		
障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

問 選挙管理委員会事務局

☎5432-2757 FAX5432-3045

②音声版「選挙のお知らせ」を送付します

目の不自由な方に、4月23日執行の世田谷区議会議員・区長選挙の音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の掲載文を音声化したもの)を送付します(希望制)。なお、既に以前の選挙で申込みをしている方は申込不要です。

申 電話で選挙管理委員会事務局(☎5432-2751 FAX5432-3045)へ

「食事サービス活動推進の会」会員募集

食事サービスサポートセンター「だんらん」(鎌田3-13-1)で、会食や配食サービス等の食を通じた自主的な活動を行う団体で構成している会です。

対 高齢者の食事に関する活動を行う区内在住・在勤・在学の個人及び団体

備 申込方法等詳しくは、お問い合わせください。

問 高齢福祉課 ☎5432-2407 FAX5432-3085

世田谷区食品衛生監視指導計画(案)を公表しました

食の安全・安心を確保するため、5年度世田谷区食品衛生監視指導計画(案)を作成しました。ご意見やご要望をお寄せください。

閲覧場所/世田谷保健所生活保健課

※区のホームページでもご覧になれます。

提出期限/3月8日(必着)

提出方法/②オンライン手続き、ファクシミリ、

ハガキ(記入例3面)または持参で世田谷保健所生活保健課(☎5432-2901 FAX5432-3054)へ

休業します

● 玉川区民会館別館
10月1日～6年3月31日 改修工事のため



募集

学校職員課から

①学校業務補助員(代替)(登録者)

勤務日数/月10・12・16日(1日6時間または7時間45分)

月給/7万251円～14万5188円(予定)(勤務日数・時間による)

②幼稚園業務補助員(代替)(登録者)

勤務日数/月10日(1日6時間)

月給/7万1756円(予定)

任用期間/職員の欠員等に依じた期間

備 随時募集。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

申 履歴書(写真貼付。①は希望職種、日数も明記)を郵送または持参で学校職員課(☎5432-2672 FAX5432-3025)へ

新BOPプレイングパートナー

内容/小学生の遊びの見守り等

勤務日数/月20日以内

時給/1170円

備 ②オンライン手続き可。随時募集。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問 児童課 ☎5432-2493 FAX5432-3016

学校生活サポーター(登録者)

対 18歳以上(高校生を除く)

勤務日数/学校と相談のうえ決定(1日7時間以内、月86時間以内)

※長期休業期間(夏・冬・春休み)の活動はなし。

時給/1170円

備 ②オンライン手続き可。随時募集。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問 教育相談・支援課 ☎6453-1513 FAX6453-1534

子ども・子育て会議区民委員

職務内容/子ども・子育て支援施策や計画の審議

対 5年4月1日現在区内に住居登録があり、かつ小学生以下の子どもを育てている方で、年数回程度開催する会議に出席できる方(区議会議員、区職員とその家族を除く)

任用期間/委嘱の日(5月予定)から2年間

選考方法/書類、作文

報酬/出席1回につき1万円

備 詳しくは、区のホームページをご覧ください。

申 3月15日(必着)までに、履歴書及び作文(800字程度)を郵送または持参で子ども・若者支援課(☎5432-2528 FAX5432-3016)へ



障害のある方

障害者のためのマシンで体づくり講座

対 区内在住・在勤で、障害者手帳をお持ちの18歳以上の方(初めての方優先)

日 4月22日、5月13・27日いずれも土曜午前10時20分～11時50分(全3回)

場 保健センター

費 1回400円(指導料)

申 2月20日までに、電話で保健センター(☎6265-7473 FAX6265-7429)へ 抽選12人